

令和 7 年第 5 回可児市農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 3 時 00 分から午後 3 時 45 分
開 催 場 所	庁舎 5 階全員協議会室
農 業 委 員	菱川 幸夫、大澤 宏保、 中村 茂、 奥田 正人、 勝野 仁司、 山本 富義、 柴田 智弘、近藤 辰夫、 奥村 武司、 伊藤 卓、 竹谷 益孝、 玉田 好二、 奥村 保彦、田中きょうこ
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、 山本 寛、 國枝 悟、 鈴木 泰示、 鈴木 好則、 奥村 松市、三宅 静喜
欠 席 委 員	酒向 崇好
事 務 局	局長 飯田 好晴、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度任用職員 前田 晃
議 案	第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第 27 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について
議 長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和 7 年第 5 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14 名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、8 番、酒向崇好委員から欠席届が提出されておりますので、8 名です。 これより令和 7 年第 5 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	それでは、8 番近藤辰夫委員、9 番奥村武司委員の両名を指名します。
議 長	続きまして、日程第 2、議案第 23 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局	日程第 2、議案第 23 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転 1 件です。 受付番号 1 番は、美濃加茂市の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。 土田地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、新規就農するとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 本案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。
議 長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、土田お願いします。
津 田 委 員	推進委員 2 番の津田から現地確認の報告をします。 受付番号 1 番は、土田東山地内の農地で、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、美濃加茂市に居住しており、十分な管理ができないため、申請地の西側隣接地に居住する譲受人が取得し、近隣に居住する親族と共に農地として耕作、管理されますので、問題ないと思います。
議 長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	【意見・質問なし】
議 長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 23 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第 23 号は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長	続きまして、日程第 3、議案第 24 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 3、議案第 24 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。 今月の申請は、4 件です。 受付番号 1 番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅、進入路敷地にするとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。 本案件は、相続により取得され農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出で、無許可で宅地化していることが判明したため、文書により指導した案件で、親の代の平成 8 年頃より農地法の許可を得ず、当該農地を進入路として利用していたため、始末書が提出されて

います。

受付番号2番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号3番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で一般個人住宅、車庫敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

昭和45年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を車庫敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号4番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

江口委員

受付番号1番、今渡をお願いします。

推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、今渡、新太田橋の近くで、北に木曽川がある場所にある農地です。相続により取得されましたが、親の代の平成8年頃より無許可で、一般個人住宅の進入路敷地として利用されていたため始末書が提出されている案件です。周囲にはコンクリートブロックが設置され、雨水は北側道路側溝への排水です。現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号2番、下恵土をお願いします。

江口委員

推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、下恵土のハウジングセンター西にある農地で、西側隣接宅地を一体利用して一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接者への説明も済み、南側に一部農地があり接していますが、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。土地改良区の同意もあり、雨水は西側道路側溝へ一体利用地を経由して排水、上下水道とも西側道路に整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号3番、4番、土田をお願いします。

奥田委員

農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。

	受付番号3番は、国道41号線大脇交差点から南へ進んだ大脇地区はね橋近くにある農地です。 昭和45年頃から車庫敷地として利用されているため始末書が提出されている案件です。土地いっばいに車庫が建築されており、雨水は、道路側溝への排水で、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います
津田委員	推進委員2番の津田から現地確認の報告をします。 受付番号4番は、土田の製紙工場の北にある農地で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するための転用申請です。申請地の北側には農地がありますが、説明も済んでおり、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は、東側の排水路へ排水されます。上下水道とも整備されており転用されても、問題ないと思います。
議長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
中村委員	受付番号3番の案件について、昭和45年頃から車庫敷地として利用しているのであれば、20年以上経過しているため、土地現況確認申請、非農地で処理しても良いのではないかと。
事務局	受付番号3番の案件は、以前であれば、中村委員の発言の様に、建物が建築され、20年以上が経過しているため、土地現況確認申請、非農地として処理する案件です。土地現況確認申請、非農地の取り扱いについては、令和7年3月に、県より農地法全体の処理方法等の見直しの通知があり、その中に土地現況確認申請、非農地の取り扱いについても記載されており、二つの方法で処理する方針が示されました。一つは、長年耕作が行われず山林、原野化している農地については、農地台帳非登載確認申請書を提出させ、事務局が現地確認を行い、現況が山林、原野化していると判断できれば、農地台帳非記載確認書を発行し、農地台帳から抹消します。 もう一つは、駐車場、資材置場、住宅や倉庫などが建築されている農地についてで、無許可で人為的に、無断転用されているため、是正案件として、農地法4条又は5条転用申請に始末書を添付して申請させ、農業委員会総会で審議し、許可、承認して処理する方法です。以上の様に、県から通知が出ていますので、今回の案件から適用させ、処理することとして、受付番号3番の案件は、土地現況確認申請、非農地として処理するのではなく、4条案件として処理することとしました。
中村委員	見直しは、いつから対応するのですか。
事務局	3月に県から通知が出ておりますので、5月許可案件の4月受付分からの対応となります。
議長	事務局から説明がありましたが、委員のみなさんはご理解いただけましたか。 今後は、事務局から説明のありましたとおり対応していきますので、よろしくお願いいたします。
議長	受付番号2番の案件について、申請地が、可児土地改良区の土地改良施工エリア内にあり、東側隣接地が、土地改良区が管理する排水路です。転用申請に当たり、土地改良区から意見書が付されています。意見書の内容について、今年度から副会長で農業委員2番の中村委員が下恵土工区の役員ですから、転用案件への意見書について説明していただきま

中 村 委 員	すので、委員として情報共有をお願いします。 可児土地改区、下恵土工区の役員をしていますので、転用申請案件に対する、土地改良区の意見書への指示事項について説明します。配付しています、別紙意見例に記載してある事項、水路法面の張りコンクリート等を指示事項として意見書へ記載をして、転用時に施工していただいています。可児土地改良区では、工区に関係なく同じ指示をしていますので、各委員の担当地区内の土地改良施工エリアの転用案件について、確認しておいてください。
議 委 員	他にご意見、ご質問はございませんか。 【意見・質問なし】
議 長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 24 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第 24 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議 長	続きまして、日程第 4、議案第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号 2 番の案件は、書類不備のため申請取り下げとなっております。 また、受付番号 4 番及び 7 番の案件が、日程第 5、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてと関連しておりますので、併せて審議します。
事 務 局	それでは、事務局に説明を求めます。 日程第 4、議案第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。 今月の内訳は、売買による所有権移転 6 件です。 併せて、日程第 5、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について併せて説明します。 今月の内訳は、事業計画の変更 2 件です。 それでは、順次説明していきます。 受付番号 1 番は、川合北の方と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、川合地内で、建築条件付きで 2 区画に宅地分譲するとのことです。 立地基準判定は、第 2 種農地となります。 代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 受付番号 2 番は、申請取下げとなっております。 受付番号 3 番は、名古屋市昭和区の方と小牧市の方が、売買による所有権移転で、農地

転用許可を求めるものです。

転用事業者は、鳩吹台地内で一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号4番は、加茂郡七宗町の法人と塩の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置することです。

本案件は、事業計画変更、受付番号1番と同時申請となりますので、合わせて説明します。

事業計画変更、受付番号1番は、転用申請の内容は、5条、受付番号4番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり造成工事を行い、建築条件付きの宅地として販売する予定でしたが、造成工事を行う前に買主が見つかりました。そのため、買主を事業承継者として造成工事を行い、住宅を建築する内容で事業内容を変更することとなりました。

受付番号5番は、広見の方と御嵩町の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号6番は、今渡の方外1名と中恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号7番は、名古屋市昭和区の法人と多治見市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、事業計画変更、受付番号2番と同時申請となりますので、併せて説明します。

		事業計画変更、受付番号2番は、転用申請の内容は、5条、受付番号7番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明します。 当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり事業を進める予定でしたが、造成工事後に、事業承継者から申請地に住宅を建てたいという申し出があったことから、これに応じることになりました。 この案件は、一度事業計画変更で同様の審議、許可をしていますが、事業承継者の諸事情で事業の実施が困難となり、許可を取り消して、新たに購入される方で、事業計画変更が再度申請された案件となります。 以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
大澤委員		受付番号1番、川合お願いします。 農業委員2番の大澤が受付番号1番の案件について報告します。 受付番号1番は、川合のJR太多線の東、住宅化が進んでいる地域にある農地を転用して建築条件付で2区画に宅地分譲するための転用申請です。周囲に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。土地改良区の同意もあり、雨水は、道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号3番、鳩吹台お願いします。
山本(寛)委員		推進委員3番の山本が受付番号3番の案件について報告します。 受付番号3番は、鳩吹台の団地内にある農地で、造成時に畑として土地を取得し、管理されていましたが、相続により取得した相続人が管理できないため、譲受人が一般個人住宅を建築するために申請された案件です。団地内であるため、道路側溝、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号4番及び事業計画変更受付番号1番、矢戸お願いします。
國枝委員		推進委員4番の國枝が5条受付番号4番及び事業計画変更受付番号1番の案件について報告します。 受付番号4番と事業計画変更受付番号1番は、関連しますので併せて説明いたします。 矢戸地内で、現状は農地のままの申請地です。当初事業計画者が2区画で分譲住宅を建築する計画でしたが、事業承継者が申請地を一括購入して、一般個人住宅を建築したいとこのことから、申請された案件です。隣地所有者への説明も済み、雨水排水は道路側溝への排水、水道は整備されていますが、下水道は農業集落排水のエリアで、いっぱいで接続できないため、合併浄化槽での処理となります。以前のも審議いただき許可をしている案件の計画変更であり、今回の申請内容であれば、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号5番、広見お願いします。
奥村(保)委員		農業委員13番の奥村が受付番号5番の案件について報告します。 受付番号5番は、広見地内の大型スーパーの北、住居地域内にある農地を転用して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲には農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 三宅委員	長	受付番号6番、7番及び事業計画変更受付番号2番、中恵土お願いします。 推進委員9番の三宅が受付番号6番と受付番号7番及び事業計画変更受付番号2番の案件について報告します。 受付番号6番は、中恵土の工場西の農地を転用して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲には農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。土地改良区の同意もあり、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されています。農業用施設への影響もありませんので、転用されても、問題ないと思います。 受付番号7番及び事業計画変更受付番号2番は関連しますので併せて報告します。 受付番号7番及び事業計画変更受付番号2番は、中恵土地内の農地で、事務局からの説明もありましたが、当初の事業計画変更が承継者の諸事情で取消申請され、新たな承継者で、今回の事業計画変更が申請された案件で、転用目的は、一般個人住宅を建築する申請内容で他に変更も無いことから、転用されても、問題ないと思います。
議 委員	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 【意見・質疑なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第25号、受付番号1番及び3番から7番は許可相当として、議案第26号は、原案のとおり承認相当として、それぞれ市に進達することにご異議ございませんか。
委 議	員 長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第25号、受付番号1番及び3番から7番は許可相当として、議案第26号は、原案のとおり承認相当として、それぞれ市に進達することに決しました。
議 事務局	長	続きまして、日程第6、議案第27号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。 日程第6、議案第27号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。 お手元の別葉、議案第27号をご覧ください。 受付番号1について、土田の法人が更新で、農地中間管理機構を経由し、使用貸借権を設定する計画となっています。 羽崎地区内の、該当農地について、令和12年5月までの5年間、利用集積を図るものです。 受付番号2について、今渡の方が更新で、農地中間管理機構を経由し、使用貸借権を設定する計画となっています。 今渡地区内の、該当農地について、令和17年6月までの10年間、利用集積を図るものです。
議 委員	長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 【意見・質疑なし】

議 員	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
委 員	員	議案第 27 号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。
議 長	長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 27 号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。
議 長	長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議 長	長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	局	それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の 4 月指導分について報告します。 別添資料 1 をご覧ください。(件数 5 件) 農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。 2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 4 月届出分です。 届出はありませんでした。 3. 農業用施設の届出書の 4 月届出分です。 届出はありませんでした。 4. 4 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。 9 件の届出がありました。 田 32 筆 19,300.00 m² 畑 23 筆 7,672.14 m² 合計 55 筆 26,972.14 m² 5. 今後の日程について説明します。 次回の現地確認は 5 月 29 日の木曜日を予定しています。 また、令和 7 年第 6 回農業委員会総会は、令和 7 年 6 月 4 日水曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。 6. 表彰の報告について （事務局長から説明） 菱川会長が岐阜県表彰規定による令和 7 年度各界功労者表彰において、市町村行政分野での功績において、表彰されます。 菱川会長は、平成 20 年 7 月より可児市農業委員に就任し、6 期 16 年ご尽力頂いています。また、平成 29 年 7 月より会長に就任され、委員会の先頭に立ち、委員会の円滑な運営にご尽力いただいています。 以上の功績により、県知事から 5 月 15 日に岐阜県庁において表彰式が執り行われます。 会長からお礼の一言 7. その他 （会長より） 委員の研修については、コロナ禍で実施していなかったが、今年度は実施したい。 実施については、事務局と調整して、日程等を決めて進めるので、参加等予定しておいてほしい。

議

長

これをもちまして、令和7年第5回可児市農業委員会総会を閉会いたします。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。